



## ちちぶの医療現場から



市民の皆さんにとって、一番関心のある『ちちぶの医療』。  
日夜、奮闘されている医療現場の現状についてシリーズでお伝えしています。  
第8回目は、【変わりゆく救急現場】秩父消防本部 坂本消防長です。

坂本哲男消防長

### ◆秩父消防本部の救急体制

消防本部では、本署、西分署、南分署および北分署の4署に救急車をそれぞれ2台配備し、他分署に比べ管轄人口の少ない東分署に1台配備しています。東分署を除く4署においては、専属の救急隊ならびに消防車と救急車を乗り換え消防活動と救急活動の両方に従事する兼務の救急隊が24時間の2交代制勤務で救急活動を行っています。東分署においては、兼務の救急隊が同様の体制で活動しています。管轄面積や救急車、消防隊員等の数的状況により、救急隊の半数が救急専属の隊員ではなく消防活動も行う警防隊員で編成されています。

### ◆救急救命士の特定行為

日本では、平成3年に救急救命士制度が導入されて以来、救急救命士を取り巻く環境はめまぐるしい変革を遂げています。当本部では、平成7年に救急救命士が誕生してから計画的に養成を行い、現在44人の職員が救急救命士の資格を取得し、救急現場などで活動しています。

初期の頃は、特定3行為といわれる「除細動」「食道閉鎖式チューブによる気道確保」「静脈路確保」が救急救命士に認められた行為でしたが、徐々に処置範囲が拡大され、現在では「気管挿管」「薬剤投与」「血糖測定ならびにブドウ糖投与」なども救急現場で実施できるようになりました。

### ◆ドクターへリ要請

埼玉県では、平成19年からドクターへリの運航が開始され、緊急度、重症度の高い傷病者をドクターへリにより、救急救命センターなどに早急に搬送することができるようになりました。管内に救急救命センターがない秩父地域は、県内で最もドクターへリを要請している地域です。当本部では、救急隊により年間に100件を超えるドクターへリ要請をしています。今後も、秩父地域において対応困難な病態の傷病者を迅速に高度な医療処置を行う救急救命センターなどに医師や看護師が搭乗し搬送するドクターへリの有用性は増していくものと思います。

### ◆管外病院への搬送

平成30年1月から埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワークの運用が開始されました。救急隊が救急現場において、急性期脳梗塞治療の適応があると観察した傷病者を原則としてネットワーク参加医療機関である深谷赤十字病院、埼玉医科大学国際医療センター、埼玉石心会病院などの管外の病院に直接搬送する仕組みです。

急性期脳梗塞治療（t-PA治療または血栓回収療法）を受けられる病院に早期に搬送することにより、まひ等による四肢の動きの障害や言語障害が残ってしまうなどの後遺症を防げる可能性が高まります。

### ◆救急車の適正利用

平成29年に、当本部における救急出場件数は4,674件で4,384人の傷病者を搬送しています。搬送人員の半数近くは入院を要しない軽傷の傷病者で、救急車を利用する必要がなかったと思われる人もいます。これは県内においても同様の割合となっています。このため平成29年10月1日から、埼玉県でも国が普及を進めている救急電話相談を導入しました。ダイヤル先は、#7119（または048-824-4199）で24時間365日対応しています。突然のけがや体調の変化の際、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。どうしようか迷ったとき有効に活用していただきたいと思います。当然ですが、緊急時にはすぐに119番で救急車を呼んでください。

### ◆終わりに

当本部では、二次救急輪番制病院のおかげで救急現場における救急隊からの病院への照会回数が少なく、救急車が遅滞なく現場出発することができています。現在、二次救急輪番制病院は3病院まで減少しており、輪番制病院の負担は増大しています。医師等の負担軽減のため、緊急性が低く症状が軽い患者さんは、夜間や休日における受診を避けなければなりません。秩父地域において二次救急輪番制病院は必要不可欠であります。いざというときの皆さん自身のため、今後の救急医療について深い関心を持っていただきたいと思います。救急車や救急医療は限りある資源です。

## 福祉タクシー利用券を交付します



対象 ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方、②療育手帳Ⓐ、A、Bをお持ちの方、③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※自動車等燃料費補助金を受けている方は除きます。

交付枚数 1年度24枚（タクシー利用時に手帳とともに提示。1回につき1枚使用でき、初乗り基本料金を補助）

申込受付 3月30日(金)から

手帳と印鑑を持って障がい者福祉課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課までお越しください。

※4月1日以降、平成29年度以前の利用券は使用できませんので、残券はお返しください。

問 障がい者福祉課☎27-7331

FAX 27-7336

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082

大滝☎55-0865

荒川☎54-2116

高齢者等の皆さんのが主体となって介護予防に取り組む活動を支援するため、カーレット（※）用具をお貸しします。  
※氷上のカーリングを手軽に場所を選ばずに、テーブルの上で行えるよう考案されたゲームです。長さ3m、幅60cmのフロアで、ストーンを滑らせて競技し

介護予防活動のためのカーレット用具をお貸しします

## 地域包括支援センターだより

介護予防でいつまでもハツラツと

問 秩父地域包括支援センター☎22-2582



手足に不自由があつても楽しむことができ、戦術を話し合うことで、集中力、思考力、コミュニケーション力が高められるといった感想が寄せられています。



## 平成30年度 無料敬老入浴券を交付します

対象 市内在住満65歳以上の方

利用施設 クラブ湯（東町）

たから湯（道生町）

交付枚数 一律12枚

利用期間 4月から平成31年3月まで（月の利用枚数制限なし）

申込受付 4月2日(月)から

※申請の際には、本人確認書類（保険証・運転免許証など）と、印鑑が必要です。

※本人が申請してください。本人確認ができない場合は、交付できませんので、ご注意ください。

申・問 高齢者介護課☎25-5205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082

大滝☎55-0865

荒川☎54-2116

## 出産や手術で大量出血した方等へ

C型肝炎ウイルス検査はされましたか？

製剤による感染の給付金を受けるには

2023年1月16日までに裁判提起を！

詳しくは▶ 政府広報 C型肝炎 検索

## 医療機関での適正な受診を心がけましょう

休日や夜間に軽症の患者さんの救急医療への受診が増えると、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしてしまいます。

### 【休日や夜間の受診は控えましょう】

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急を要す重症患者さんのためのものです。救急などのやむを得ない場合以外は、平日の診療時間内に受診することを心がけましょう。

また、受診するべきか迷ったら、埼玉県救急電話相談（#7119）も活用しましょう。（※詳細は22ページ）

### 【かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもちましょう】

日常的な病気の治療や医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持ち、気になる症状があれば、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

また、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯の健康をチェックしてもらいましょう。

### 【重複受診はやめましょう】

同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診は、何度も検査をしたり投薬を行うので、体に悪影響を与えてしまう心配があります。かかりつけ医に相談しましょう。

問 地域医療対策課☎22-2279